

大通達甲（備）第6号
大通達甲（警）第18号
大通達甲（生）第7号
大通達甲（刑）第8号
大通達甲（交）第7号
令和2年3月25日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

大分県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱の改正について（通達）

大分県警察新型インフルエンザ等対策委員会の運営については、「大分県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱の制定について」（平成27年2月20日付け大通達甲（備）第1号、（警）第1号、（生）第1号、（刑）第1号、（交）第1号）に基づき実施しているところであるが、この度、別添のとおり「大分県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱」を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（警備運用課災害係）
（警務課企画係）
（生活安全企画課企画係）
（刑事企画課企画係）
（交通企画課企画係）

別添

大分県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、大分県警察新型インフルエンザ等対策委員会の任務、組織等について必要な事項を定めるものとする。

第2 委員会

1 設置

警察本部に大分県警察新型インフルエンザ等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、新型インフルエンザ等が発生した場合において、事態を的確に把握するとともに、県民の安全を確保するために必要な警察措置を的確に行うための諸対策を推進することを任務とする。

3 構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

委員 警務部長

生活安全部長

刑事部長

交通部長

警備部長

大分県情報通信部長

警務部参事官兼首席監察官

警察学校長

4 運営

(1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(3) その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第3 幹事会

1 設置

委員会に、大分県警察新型インフルエンザ等対策幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 任務

幹事会は、委員会の事務について委員会を補佐するとともに、新型インフルエンザ等が発生した場合において、事態を的確に把握するとともに、県民の安全を確保するため

に必要な警察措置を的確に行うための諸対策について検討し、その推進を図ることを任務とする。

3 組織

幹事会は、幹事長、幹事長代理、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 警備部長

幹事長代理 生活安全部長

副幹事長 各部総括参事官

幹事 警務部 総務課長、広報課長、会計課長、施設装備課長、警務課長、
厚生課長及び留置管理課長

生活安全部 生活安全企画課長、地域課長及び保安課長

刑事部 刑事企画課長、捜査第一課長及び組織犯罪対策課長

交通部 交通企画課長及び交通規制課長

警備部 警備企画課長、外事課長、警備運用課長及び機動隊長

大分県情報通信部 機動通信課長

4 運営

委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

第4 連絡室

1 設置

幹事会に連絡室を置く。

2 任務

連絡室は、幹事会の事務について幹事会を補佐することを任務とする。

3 組織

連絡室は、室長、副室長及び室員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

室長 警備部警備運用課長

副室長 各部企画官

室員 副幹事長及び幹事の属する所属の警部以上の階級（同相当職を含む。）で、
各所属の長の推薦により室長が指名するもの

4 運営

委員会の運営に関する要綱の規定は、連絡室の運営について準用する。

第5 庶務

委員会、幹事会及び連絡室の庶務は、警備部警備運用課において処理する。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。